提案募集方式の対象範囲のイメージ

○ 対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲

本府省の事務・権限も対象

手挙げ方式(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲)とする提案

②地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)
下記①～③も対象
①法定受託事務に関するもの
②政省令等によるもの
③補助金等の要綱等によるもの(※1)
(各種補助条件の見直しや手続き書類の簡素化を念頭)

× 対象外

①国・地方の税財源配分や税制改正

②予算事業の新設提案

③国が直接執行する事業の運用改善

④個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

(※1) 補助金等の要綱等によるもののうち、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外
(※2) 提案団体のみを対象とした提案は対象外

提案募集方式の対象外となる提案について【補足】

「提案募集に関するよくある御質問」より

（１）国が直接執行する事業の運用改善(例:国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和)や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制(官民共通規制)の見直しを求める提案(例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮)等 、権限移譲や地方公共団体の事務処理又はその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外。

ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、内容によって対象となる場合があるので内閣府に要相談。

（２）国・地方の税財源配分や税制改正に関する提案は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であるため、税制調査会等で議論されているところであり、基本的には対象外。ただし、事務手続きに関するものは対象となる場合もあるので内閣府に要相談。

（３）地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関する提案は対象外。ただし、事務手続きに関するものは対象となる場合もあるので内閣府に要相談。

事前相談から提案までの流れ

提案団体

事前相談の連絡

できる限り、制度所管部署等に相談する

それでも、解決が難しい場合などに、内閣府にメール・電話によって連絡

助言を受けた記載内容の改善

内閣府とのやりとりを重ねながら、提案段階まで内容を改善・充実

提案の提出

首長の決裁を得て、提案様式に記載の上提出

この段階では首長の了解は不要

このプロセスの充実が提案実現につながります

内閣府 地方分権改革推進室

事前相談の受付

【事前相談での着眼点】

①提案募集の対象であるか
②支障事例や法令根拠の具体性
③制度改正の必要性や効果
④制度所管部署等とのこれまでの調整状況
⑤過去の提案における取扱いとその後の状況変化

提案団体に対する助言

支障事例や論点を明確化し、説得力を高めるためのデータや記載方法の方向性について助言

提案の受付

受け付けた提案について、各府省に検討を要請

私たちにご相談ください

地方公共団体からの派遣職員の紹介

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、31名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています。ぜひ、お気軽に問い合わせ下さい。（令和3年４月時点）